

広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の改正について

1 改正の理由

広島市地域密着型サービス運営懇談会（以下「懇談会」という。）は非公開としているが、市民の市政参画の推進に関する要綱第15条第3項の規定により、懇談会の運営の透明性をより確保するため、懇談会は原則として公開とすることとし、広島市地域密着型サービス運営懇談会開催要綱の規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 市長が非公開とすることが必要と認める場合を除き、懇談会は公開で行うこととする旨の規定を加える。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 新旧対照表

現行	改正
<p>(会議)</p> <p>第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第4条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。</p> <p>2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。</p> <p>3 市長は、必要があるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年8月22日から施行する。</p>

4 施行期日

令和4年8月22日

《参考》

市民の市政参画の推進に関する要綱

(審議会等の適正な運営)

第15条

- 3 審議会等の会議（以下「会議」という。）は、その運営の透明性を確保するため、公開するものとする。ただし、会議を非公開とすることが適当と認められる場合として要領で定める場合は、この限りではない。